

定 款

社団法人 日本トロール底魚協会

社団法人日本トロール底魚協会定款

昭和43年10月24日認可

平成 8年 7月26日一部改正認可

平成14年 7月18日一部改正認可

平成16年 7月 8日一部改正認可

平成19年 8月21日一部改正認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本トロール底魚協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都千代田区神田小川町3丁目6番地におく。

(目的)

第3条 本会は、会員が協調して世界漁場における資源の開発利用、わが国の動物性たん白質の自給度の向上、水産貿易振興等をはかり、世界の漁場において操業する遠洋底びき網漁業およびその他底魚等漁業（以下「底びき網等漁業」と総称する。）の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 底びき網等漁業の調査研究、新漁場開発のための調査および技術の改善に関すること
- (2) 底びき網等漁業従事者の養成、教育および厚生に関すること
- (3) 底びき網等漁業の経営の安定、および流通の合理化に関すること
- (4) 底びき網等漁業の関係各国との漁業協議および漁業協力に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 会員は、これを正会員と賛助会員に分ける。

- (1) 正会員は、底びき網等漁業を営む者とする。
- (2) 賛助会員は、海洋水産資源等に関する事業を行う法人であって、本会の趣旨に賛同する者とする。

(加入)

第6条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(脱退)

第7条 会員が本会を脱退しようとするときは、60日以上の予告期間をおき、書面をもって会長に対し脱会の申し込みをしなければならない。

- 2 前項の規定による申し込みがあったときは、会員は予告期間満了の日の翌日をもって本会を脱退する。
- 3 会員は、第1項の場合のほか、次の事由により本会を脱退する。
 - (1) 会員たる資格の喪失
 - (2) 除名
 - (3) 会費を2年以上滞納したとき

(会費負担の義務)

第8条 会員は、総会の定めるところにより、会費を納入する。

- 2 既納の会費、その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(会員の氏名または住所の変更)

第9条 会員は、その氏名（会員が法人の場合には、その名称もしくは代表者の氏名）または住所に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が会員たる義務を怠り、または本会の名誉を毀損した場合は、総会の議決をもってその会員を除名することができる。ただし、会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役職員その他

(役員の数)

第11条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 9人以上15人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうちから会長1人、副会長1人以上4人以内、および専務理事1人を互選する。

(役員を選任)

第12条 理事は正会員のうちから、監事は会員外から、総会において選任する。

ただし、理事のうち3人以内を会員外から選任することができる。

- 2 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。
- 3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記をし、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 5 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を越えてはならない。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を越えてはならない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ指名した順序により、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。
- 3 専務理事は、会長の命を受け会務を処理し、会長、副会長ともに事故あるときはその職務を代理し、会長、副会長ともに欠けたときはその職務を行なう。
- 4 理事は、理事会を組織し、本会の業務の運営に関する事項を審議決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務執行の状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は農林水産大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、若しくは第4章の定めにかかわらず、総会を招集すること。

(役員報酬)

第14条 役員は無報酬とする。ただし、理事会の議決を経、常勤の理事に報酬を支給することができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後であっても、後任者が選出されるまではその職務を行う。

2 補欠または増員のため選任された役員任期は、他の役員残任期間とする。

(役員解任)

第16条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があった場合または特別の事由のある場合には、その任期中であっても、総会の議決により解任することができる。

2 役員解任については、第10条ただし書きの規定を準用する。

(相談役)

第17条 本会に相談役をおくことができる。

2 相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 相談役は、本会の重要事項につき会長の諮問に応ずる。

(委員)

第18条 会長は、業務執行上必要と認めるときは、専門的、技術的事項につき諮問するため、委員を委嘱することができる。

(職員)

第19条 本会に職員を若干人おく。

2 職員は会長が任免する。

3 職員の服務、給与等に関する規程は、理事会において定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 会議は、総会および理事会とする。

(総会)

第21条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2カ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 理事会から総会招集の請求があった場合
 - (3) 正会員の5分の1以上または監事から会議の目的たる事項および招集の理由を示して請求があった場合

(総会の招集)

第22条 総会は、第13条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第3項第2号および第3号に掲げる場合には、会長は、請求のあった日から10日以内に総会招集の手続をしなければならない。
- 3 総会の招集は、10日前に会議の目的たる事項、日時および場所を書面で各会員に通知しなければならない。

(総会議決事項)

第23条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 会費
- (4) 収支決算および事業報告
- (5) 決算剰余金の処分
- (6) 役員を選任および解任
- (7) 会員の除名
- (8) 解散
- (9) その他の会長が必要と認める重要事項

第24条 総会においては、第22条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、前条1号から8号までに掲げる事項を除き、出席正会員の過半数の同意で緊急の必要があると認められる事項についてはこの限りではない。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、1正会員1個とする。

(議決権の代理行使)

第26条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人により、議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の日の前日までに、本会に到着しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により、議決権を行使するものは出席者とみなす。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の議事)

第28条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、総正会員の3分の2以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 総会の議決は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを決定する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(議事録の作成)

第29条 総会の議事録は、次の事項を記載し、議長およびその総会において選出された議事録署名人2人が署名捺印しなければならない。

- (1) 開会の日時および場所
- (2) 通知事項および通知を發した年月日
- (3) 正会員の現在数
- (4) 出席正会員数
- (5) 議案
- (6) 議事の経過および要領
- (7) 議決事項
- (8) 議事録署名人の選出に関する事項

(理事会)

第30条 理事会は理事をもって構成し、下記の場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 総会を招集する場合
 - (3) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項および招集の理由を示して、理事会招集の請求があった場合
- 2 前項第3号の場合においては、会長は10日以内に理事会招集の手續をしなければならない。
- 3 理事会においては、会長が議長となる。

(理事会の職務権限)

第31条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の議事)

第32条 理事会の議決は、理事総数の半数以上が出席し、その過半数の同意をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(部会)

第33条 本会は、業務の円滑、かつ迅速な執行をはかるため、理事会のもとに漁業種類別に部会をおく。部会は、それぞれの漁業種類別に限定される特殊の事項を処理する。

2 理事会は、その定める部会規則により、部会の決議をもって、理事会の決議とすることができる。

(準用規定)

第34条 第22条第3項、第25条、第26条および第29条の規定は、これを理事会に準用する。

第5章 業務の執行

(業務の執行方法)

第35条 本会の業務の方法については、定款または総会の決議により別段の定めがある場合のほか、理事会において定める業務執行細則による。

第6章 資産および会計

(資産)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附財産
- (3) 資産から生ずる収入

(4) その他の収入

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長がこれを管理する。

2 資産のうち、現金は郵便官署もしくは確実なる銀行に預け入れ、信託会社に信託し、または国公債もしくは確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画および予算)

第39条 事業計画および収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会および総会の承認を得なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ、暫定予算を編成し、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(借入金)

第41条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、農林水産大臣に届け出なければならない。

(決算)

第42条 本会の収支決算および事業報告は、毎事業年度後3カ月以内に会長が作成し、理事会の承認を得て監事の意見をつけ、総会の承認を得、農林水産大臣に提出しなければならない。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第44条 定款の変更は、総正会員の4分の3以上が出席した総会において、出席正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第45条 本会の解散は、総正会員の4分の3以上が出席した総会において、出席正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(清算人)

第46条 本会が解散した場合は、会長、副会長、専務理事、および総会において選任された者をもって清算人とする。

(残余財産の処分)

第47条 本会解散の場合における残余財産は、総会の議決を得て、本会与類似の目的を持つ他の公益法人に寄附する。

第8章 補則

(定款その他の資料の備付け及び閲覧)

第48条 事務所には、次に掲げる資料を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書
- (11) 会員の異動に関する書類
- (12) 役員の履歴書並びに職員の名簿及び履歴書
- (13) 許可、認可等及び登記に関する書類

(14) 定款等に定める機関の議事に関する書類

(15) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(16) その他必要な資料

2 前項第1号から第10号までの資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成19年8月21日）から施行する。